

## 幼保連携型認定こども園の認可における共通審査基準

審査項目	審査基準
1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
2 欠格事由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。
3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 2 章に定める設備の基準に適合すること。
4 運営	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 3 章に定める運営の基準に適合すること。
審査基準の適用方法	上記の各項目を「適」・「不適」の 2 段階で評価し、1 項目でも「不適」があった場合は不可とする。